

浜田市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 10 月 31 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 42 号

浜田市公有財産規則の一部を改正する規則

浜田市公有財産規則（平成 17 年浜田市規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

目次中「普通財産の貸付け」を「公有財産の貸付け」に改める。

第 5 条第 2 項中「行財政改革推進課」を「行財政改革推進課長」に改める。

第 8 条中「当該財産」を「当該公有財産」に改める。

第 9 条第 1 項第 4 号中「とする」を削り、同条第 2 項第 8 号中「決議又は」を「決議若しくは」に、「及び」を「又は」に、「許認可」を「許可若しくは認可」に改める。

第 10 条第 1 項中「若しくは」を「又は」に改める。

第 16 条第 2 項中「その他」を「その他の」に改める。

第 17 条中「管理又は」を「管理し、又は」に改める。

第 18 条第 1 項中「に基づき」を「により」に改め、同項第 2 号中「・事業」を「若しくは事業」に、「補佐又は」を「補佐し、又は」に改める。

第 19 条中「前項」を「地方自治法第 238 条の 4 第 7 項」に、「に基づき」を「により」に改める。

第 20 条中「第 18 条」を「第 18 条第 1 項」に改める。

第 22 条第 1 号中「第 18 条第 1 号」を「第 18 条第 1 項第 1 号」に改める。

第 3 章第 3 節の節名中「普通財産」を「公有財産」に改める。

第 26 条の見出し中「普通財産」を「公有財産」に改め、同条中「普通財産の」を「公有財産の」に、「普通財産貸付申請書」を「公有財産貸付申請書」に改める。

第 26 条の 2 中「普通財産」を「公有財産」に改める。

第 27 条第 1 項中「普通財産」を「公有財産」に改め、同条第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 公有財産貸付申請書

第 28 条中「前項」を「前条第 1 項」に、「普通財産」を「公有財産」に改め、同条ただし書中「恐れ」を「おそれ」に改め、同条第 1 号中「用途の変更」を「用途」に改め、同条第 2 号中「、前号」を「、同号」に改める。

第 29 条第 1 項中「普通財産」を「公有財産」に改める。

第 30 条を次のように改める。

(貸付料)

第 30 条 公有財産の貸付料は、市長が別に定めるところにより算定した額

とする。

2 公有財産の貸付料は、毎年度、市長が別に定める日までに納付させなければならない。ただし、数年度分を前納させることを妨げない。

第 30 条の 2 中「普通財産」を「公有財産」に改める。

第 31 条第 1 項第 7 号中「若しくは」を「又は」に改める。

第 32 条第 1 項第 1 号中「住所氏名」を「住所及び氏名」に改める。

第 39 条中「普通財産」を「公有財産」に改める。

第 40 条中「第 42 条に規定する財産調書に基づき」を「地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 16 条の 2 に規定する財産に関する調書により」に改める。

第 42 条中「地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 16 条の 2 に規定する財産調書」を「第 40 条に規定する財産に関する調書」に改める。

別表出資等の部出資による権利の項及び持分の項を次のように改める。

出資による権利	〃		
持分	〃		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。